

平成三十年政令第四十一号

臨床研究法第二十四条第二号の国民の保健
医療に関する法律等を定める政令
内閣は、臨床研究法（平成二十九年法律第十六
号）第二十四条第二号（同法第二十六条第六項に
おいて準用する場合を含む。）の規定に基づき、
この政令を制定する。

- 臨床研究法（以下「法」という。）第二十四
条第二号（法第二十六条第六項において準用す
る場合を含む。）の政令で定める法律は、次の
とおりとする。
- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四
号）
 - 二 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
 - 三 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
 - 四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第
二百三号）
 - 五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
 - 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
(昭和二十五年法律第二百二十三号)
 - 七 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全
性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第
百四十五号）
 - 八 薬剤師法（昭和三十五年法律第二百四十六号）
 - 九 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
 - 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
援するための法律（平成十七年法律第二百二十三
号）
 - 十一 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
(平成二十五年法律第八十五号)
 - 十二 難病の患者に対する医療等に関する法律
(平成二十六年法律第五十号)

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条** この政令は、法の施行の日（平成三十年
四月一日）から施行する。